

# 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

### 告 示

|   |              |   |
|---|--------------|---|
| ○指定管理者の変更の届出                                      | （スポーツ振興課）    | 一 |
| ○公の施設の指定管理者の変更の届出（二件）                             | （同）          | 一 |
| ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定                         | （障害福祉課）      | 二 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 | （同）          | 二 |
| ○飼料の試験結果の公表                                       | （畜産課）        | 二 |
| ○県営土地改良事業換地計画の縦覧                                  | （農村整備課）      | 三 |
| ○県営土地改良事業の換地処分                                    | （同）          | 四 |
| ○保安林の指定施業要件の変更の予定（二件）                             | （森林整備課）      | 四 |
| ○都市計画変更案の縦覧                                       | （都市計画課）      | 五 |
| ○土地改良事業計画変更の認可                                    | （大河原地方振興事務所） | 五 |
| 選挙管理委員会   |              |   |
| ○不在者投票を管理すべき施設の指定等                                |              | 五 |
| ○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正                      |              | 五 |
| 公安委員会   |              |   |
| ○警備員等の検定等に関する規則附則第七条第一項の規定による検定合格者審査の実施           |              | 五 |

## 告 示

○宮城県告示第五百五十一号  
公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第七条の

規定により、指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

令和五年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県長沼ボート場

二 変更事項

指定管理者の名称

変更 後

変更 前

一般社団法人宮城県ボート協会

宮城県ボート協会

三 変更年月日

令和五年四月三日

○宮城県告示第五百五十二号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第七条の規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

令和五年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県総合運動公園（宮城スタジアム、宮城スタジアム補助競技場、投てき場、総合体育館、総合プール、テニスコート及び合宿所並びにそれらの周辺の公園施設並びに宮城県サッカー場）

二 変更事項

指定管理者の代表者の氏名

変更 後

変更 前

会長 千田 健一

会長 鈴木 省三

三 届出年月日

令和五年七月四日

○宮城県告示第五百五十三号

公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年宮城県条例第四十三号）第七条の

規定により、公の施設の指定管理者から次のとおり変更の届出があった。

令和五年八月二十五日

- 一 公の施設の名称  
宮城県第二総合運動場（宮城県仙南総合プール及び宮城県長沼ポルト場以外の施設）

- 二 変更事項  
指定管理者の代表者の氏名

|          |       |          |       |
|----------|-------|----------|-------|
| 会長 千田 健一 | 変 更 後 | 会長 鈴木 省三 | 変 更 前 |
|----------|-------|----------|-------|

三 届出年月日

令和五年七月四日

○宮城県告示第五百五十四号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十五の規定により告示する。

令和五年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|                     |  |                                   |                       |                   |
|---------------------|--|-----------------------------------|-----------------------|-------------------|
| 事業所番号<br>○四五―四〇〇三―一 | 事業所の名称及び所在地<br>児童発達支援・放課後等デイサービス<br>東松島市赤井字台五十六番地一 | 指定障害児通所支援の種類<br>児童発達支援・放課後等デイサービス | 設置者名<br>一般社団法人<br>星樹会 | 指定年月日<br>令和五年八月一日 |
|---------------------|--|-----------------------------------|-----------------------|-------------------|

○宮城県告示第五百五十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和五年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

|                     |   |                                   |                  |                   |
|---------------------|---|-----------------------------------|------------------|-------------------|
| 事業所番号<br>○四一〇六一〇〇四二 | 事業所の名称及び所在地<br>訪問介護 杜のめぐみ<br>白石市東町一―七―二十四 | 指定障害福祉サービスの種類<br>居宅介護・重度訪問介護・行動援護 | 設置者名<br>株式会社BO F | 指定年月日<br>令和五年八月一日 |
|---------------------|---|-----------------------------------|------------------|-------------------|

○宮城県告示第五百五十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、令和五年五月から六月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和五年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査

令和5年5月～6月収去

|                                   |            |                      |                           |                           |            |
|-----------------------------------|------------|----------------------|---------------------------|---------------------------|------------|
| 製造事業場等の名称及び所在地<br>太協物産株式会社<br>石巻市 | 収去場所<br>同左 | 飼料の名称<br>60%フイッシュミール | 製造<br>(輸入)<br>年月<br>R05.5 | 試 験 項 目<br>重金属ーカドミウム、鉛、水銀 | 違反の内容<br>無 |
|-----------------------------------|------------|----------------------|---------------------------|---------------------------|------------|

栄養成分に関する検査  
令和5年5月～6月収去

|  |            |                           |                           |   |            |
|--|------------|---------------------------|---------------------------|---|------------|
| 製造事業場等の名称及び所在地<br>フイード・ワン株式会社<br>石巻工場<br>石巻市 | 収去場所<br>同左 | 飼料の名称<br>ペルチューズ74         | 製造<br>(輸入)<br>年月<br>R05.5 | 試 験 項 目<br>栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん | 違反の内容<br>無 |
| 石巻飼料株式会社<br>石巻市                              | 同左         | ドライ&フレッシュSE IS            | R05.5                     | 栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん            | 無          |
| 株式会社I・フイード<br>石巻工場<br>石巻市                    | 同左         | ITTOCHUすこやかラクテイ           | R05.5                     | 栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん            | 無          |
| I A全農北日本くみあい飼料株式会社<br>石巻工場<br>石巻市            | 同左         | くみあい配合飼料<br>繁殖かあーちやん      | R05.5                     | 栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん            | 無          |
| I A全農北日本くみあい飼料株式会社<br>石巻工場<br>石巻市            | 同左         | くみあい標準配合飼料<br>ハローチツク ZK後期 | R05.6                     | 栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん            | 無          |
| 太協物産株式会社<br>石巻市                              | 同左         | 60%フイッシュミール               | R05.5                     | 栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪                             | 無          |
| 太協物産株式会社<br>石巻市                              | 同左         | 太協ギンザケE P 14P             | R05.5                     | 栄養成分等ー粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん            | 無          |

○宮城県告示第五百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により原営土地改良事

業大川地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和五年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和五年八月二十八日から令和五年九月二十六日まで

三 縦覧場所

石巻市役所

○宮城県告示第五百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和五年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

北上地区

二 処分の年月日

令和五年八月四日

○宮城県告示第五百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）、大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和五年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市（次の図に示す部分に限る。）、大崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

(三) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）並びに大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百六十一号  
 角田市から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和五年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画下水道

2 名称

角田市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第五百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、黒沢尻用水路土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和五年八月十四日認可した。

令和五年八月二十五日

宮城県大河原地方振興事務所

所長 佐 藤 静 哉

**選挙管理委員会**

○宮選管告示第八十一号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年八月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。  
 別表第二ラ・ナシカせんだいの項の次に次のように加える。

特別養護老人ホームヴェール・ド・エクラ 同 市太白区茂庭二丁目三番二十一

附 則

この告示は、令和五年八月二十五日から施行する。  
 ○宮選管告示第八十二号  
 平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和五年八月二十五日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

小石浜支館、蛇ヶ崎集会所、古浦集会所、中出山集会所、滝ノ沢サブセンター、後小泉サブセンター、蒲サブセンター、中才サブセンター、後根廻支館の項を削る。

**公安委員会**

○宮城県公安委員会告示第101号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第1項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

令和5年8月25日

宮城県公安委員長 庭野 賀津子

1 審査に係る警備業務の種類及び級

(1) 検定規則第1条第1号に規定する空港その他の飛行場において航空機の強取等の事故の発生を警戒し、防止する業務（航空機に持ち込まれる物件の検査に係るものに限る。以下「空港保安警備業務」という。）に係る1級及び2級

(2) 検定規則第1条第2号に規定する警備業務対象施設の破壊等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「施設警備業務」という。）に係る1級及び2級

(3) 検定規則第1条第4号に規定する工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務（交通の誘導に係るものに限る。以下「交通誘導警備業務」という。）に係る1級及び2級

(4) 検定規則第1条第5号に規定する運搬中の核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「核燃料物質等危険物運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

(5) 検定規則第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務（以下「貴重品運搬警備業務」という。）に係る1級及び2級

(6)

|   |  |
|---|--|
| <p>2 実施日時<br/>令和5年10月4日(水) 午前9時30分から</p> <p>3 実施場所<br/>仙台市青葉区本町3丁目8番1号<br/>宮城県警察本部</p> <p>4 審査定員</p> <p>5 審査対象者</p> <p>次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定期則附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。</p> <p>(1) 空港保安警備業務1級</p> <p>検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。)第1条第1項に規定する検定(以下「旧検定」という。)の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(2) 施設警備業務1級</p> <p>旧検定の常駐警備に係る旧検定期則第1条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(3) 交通誘導警備業務1級</p> <p>旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級</p> <p>旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(5) 貴重品運搬警備業務1級</p> <p>旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級に合格した者</p> <p>(6) 空港保安警備業務2級</p> <p>旧検定の空港保安警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(7) 施設警備業務2級</p> <p>旧検定の常駐警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(8) 交通誘導警備業務2級</p> <p>旧検定の交通誘導警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(9) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級</p> <p>旧検定の核燃料物質等運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>(10) 貴重品運搬警備業務2級</p>  |  |
| <p>6 審査内容<br/>旧検定の貴重品運搬警備に係る同条第2項に規定する1級又は2級に合格した者</p> <p>7 事前申込み<br/>審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験(学科試験は実技試験の前に行い学科試験に合格しなかった者に対して実技試験は行わない。)</p> <p>(1) 受付専用電話<br/>宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課受付専用電話(022-224-7311)にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。<br/>なお、受付は先着順とし、1回の電話での受付は1人とする。また、定員に達した場合は期間内であっても締め切ることとする。</p> <p>(2) 受付期間<br/>令和5年9月11日(月)から同月15日(金)までの5日間(11日から14日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで)とする。</p> <p>8 申請手続き<br/>事前申込みにより予約番号を取得した者に対する申請手続は、次のとおり行う。</p> <p>(1) 申請受付期間<br/>令和5年9月19日(火)から同月25日(月)まで(土、日曜日を除く。)の5日間(午前9時から午後5時まで)</p> <p>(2) 申請書の提出先<br/>事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署に提出すること。<br/>なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。</p> <p>(3) 提出書類<br/>ア 審査申請書(検定期則別記様式)1通<br/>イ 旧検定期則第8条の合格証(以下「旧検定合格証」という。)の写し1通<br/>ウ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。)1葉<br/>エ その他<br/>ウ(イ) 住所地为を管轄する警察署に提出する者については、宮城県内の住所地为を疎明する書面1通<br/>ウ(イ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面1通</p> <p>(4) 審査手数料</p> |  |

公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第70の2項に基づき、4700円の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。

9 審査の実施に関し必要な事項  
審査に係る学科試験及び実技試験を受験するときは、当該審査に係る旧検定合格証を持参すること。

10 審査に関する問い合わせ先  
宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課